

運行管理規程

年 月 日 制定
2025年 10月 1日 改正

会社名

営業所名

【改訂履歴】

平成 29 年 4 月改訂：「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用通達について」（平成 15 年国土交通省通達）の平成 28 年 7 月 1 日改正、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）の改正（平成 29 年 3 月 12 日施行）に対応。

平成 29 年 6 月改訂：平成 29 年 5 月 31 日 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正（荷待ち項目追加）

平成 30 年 5 月改訂：平成 30 年 4 月 20 日 ノ（睡眠の状況項目追加）

令和元年 6 月改訂：令和元年 5 月 10 日 ノ（荷役・付帯作業の項目追加）

令和 5 年 4 月改訂：令和 3 年 12 月 27 日 ノ（遠隔点呼の条項追加 第 19 条）

令和 6 年 7 月改訂：令和 4 年 12 月 20 日 ノ（乗務後自動点呼の条項追加 第 37 条）→ 削除

令和 7 年 10 月改訂：令和 6 年 8 月 30 日 営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について

（条項追加 第 28 条）

令和 7 年 8 月 7 日 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

（自動点呼の条項追加 第 20 条）

(目的)

第1条 この規程は、運行管理に関する基本的な事項を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

(運行管理の組織)

第2条 運行管理の組織は次のとおりとする。

- (1) 運行管理担当役員（以下、「担当役員」という。）は、運行管理に関し会社全体を統括する。
- (2) 運行管理者（以下、「管理者」という。）は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
なお、同一営業所に複数の管理者を置く場合は、管理者の中から統括運行管理者（以下、「統括管理者」という。）を選任し、管理者の行った業務についての責任を負うものとする。
- (3) 管理者の補助者（以下、「補助者」という。）は、管理者が不在等のため業務を行うことができない場合に、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (4) 管理者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車（以下、「車両」という。）の運行の業務の補助に従事する従業員（以下、「乗務員等」という。）に対し、関係法令、社内規則および管理者又は補助者（以下、「管理者等」という。）の指示を忠実に遵守させ、安全運行の確保に努めさせなければならないものとする。

(運行管理者の選任等)

第3条 管理者の選任は、営業所ごとに別表に示す数に従い、次条の基準に適合する者の中から担当役員が辞令又は口頭をもって任命するとともに、選任した管理者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全職員に周知徹底するものとする。

2. 同一営業所に複数の管理者を置く場合は、それぞれの職務分担を明確にしておくものとする。
3. 管理者（統括管理者を含む）を選任または解任した場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下、「安全規則」という。）第19条に基づき、遅滞なく営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

(管理者の選任基準)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選任するものとする。

- (1) 運行管理者資格者証（以下、「資格者証」という。）の交付を受けた者。
- (2) 運行管理者試験に合格した者と同等以上の知識および能力を有すると国土交通大

臣の認定を受け、かつ、資格者証の交付を受けた者。

(補助者の選任等)

第4条の2 補助者を選任する場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第18条第3項の規定により、担当役員が辞令又は口頭をもって任命するとともに、選任した補助者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全職員に周知徹底するものとする。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第5条 管理者等の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は、管理者等のうち1人が必ず営業所に勤務していなければならないものとする。なお、遠隔点呼（IT点呼を含む）を実施している被実施営業所においてはこの限りではない。

2. 同一営業所に複数の管理者等を置く場合は、職務分担および交番表等により勤務時間を明確にしておくものとする。

(管理者と補助者との関係)

第6条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及び執行方法を明確に指示するものとする。

2. 管理者は、補助者の行った運行管理業務内容を把握するとともに、その処理した事項について責任を負うものとする。

3. 補助者は、運行管理業務に関し処理した事項を速やかに管理者に報告しなければならない。

ただし、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに運行管理者に報告し、運行の可否等について指示を受け、その結果に基づき運転者又は特定自動運転保安員（以下、「運転者等」という。）に対し指示するものとする。

- (1) 運転者等が酒気を帯びている
- (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全運転をすることができない
- (3) 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- (4) 過積載運行
- (5) 最高速度違反行為

4. 管理者は、補助者に対する指導および監督を行うものとする。

(権限)

第7条 統括管理者は、この規程に定める運行管理を統括するものとする。

2. 管理者は、この規程に定める職務を遂行するために必要な指揮命令権を有するものとする。

3. 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。担当役員は、管理者から助言があったときはこれを尊重しなければならない。

(職務)

第8条 管理者は、安全規則第20条に規定する事項及びこの規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

(運転者等の確保)

第9条 管理者は、業務の形態、運行の実態等を勘案し、安全運行を確保するために必要な運転者等の確保について、担当役員に実情を報告し、その処置を求めるものとする。

(運転者等の採用)

第10条 運転者等を採用する場合は、管理者は人事担当者に協力するものとする。

(運転者等台帳の作成)

第11条 管理者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転者等台帳を作成し、これを当該運転者の所属する営業所に備えておかなければならない。

- (1) 作成番号および作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 運転免許証の番号及び有効期限
- (6) 運転免許の年月日及び種類並びに条件が付されている場合は当該条件
- (7) 事故を引き起こした場合（第一当事者の場合）又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合等は、違反の種別、年月日及び場所等、その概要
- (8) 運転者等の健康状態
- (9) 安全規則第10条第2項の規定に基づく指導の実施および適性診断の受診状況
- (10) 運転者等台帳の作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身・無帽・正面・無背景の写真
- (11) その他必要な事項

2. 運転者等が転任、退職その他の理由により運転者等でなくなった場合は、直ちにその年月日及び理由を記載し、3年間保存しなければならない。

(運転者等として選任された者以外の者の運転禁止)

第12条 管理者は、運転者等として選任されていない者及び無資格者に車両を運転させはならない。

(運転者等に対する指導および監督)

第13条 管理者は、運転者等に対して安全運行の確保のため、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（以下、「指導及び監督の指針」という。）、及びその他遵守すべき事項について、適切な指導及び監督をしなければならない。この場合において、実施した日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

2. 国土交通大臣が告示で定めた、指導及び監督の指針により、次の各号に掲げる運転者等に対して、車両の安全運行を確保するために遵守すべき事項について特別な指導及び監督を行い、かつ、それぞれ運転者に応じた国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

- (1) 死者または負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号または第4号に掲げる傷害を受けた者）が生じた事故を引き起こした者
- (2) 運転者等として新たに雇い入れた者
- (3) 高齢者（65歳以上の者）

3. 管理者は、車両に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員等に対する適切な指導をしなければならない。

4. 管理者は、乗務員等に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

(点呼等の実施)

第14条 管理者等は、品位と規律を保ち厳正な点呼を行わなければならない。

また、管理者が行う点呼は、当該営業所において点呼を行うべき月間の総回数の3分の1以上でなければならない。

2. 点呼は、業務前点呼、業務後点呼及び業務途中点呼とし、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等、目視による確認とあわせ、アルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの）を用いて酒気帯びの有無の確認を行わなければならない。

3. この規程による酒気帯びとは、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度 $0.3\text{ mg}/\text{m}\ell$ または呼気中のアルコール濃度 $0.15\text{ mg}/\ell$ 以上であるか否かに関わらずアルコール検知器で検知された場合すべてをいう。

(業務前点呼)

第15条 管理者等は、車両の運行の業務を開始しようとする運転者に対し、次の各号により業務前の点呼を行うものとする。

- (1) 原則として個人別に行うこと。

- (2) 遅くとも出発の10分前までに行うこと。
- (3) 当該運転者等が所属する営業所の定められた場所で運転者等との対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うこと。なお、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で行うこと。
- (4) アルコール検知器により、酒気帯びの有無を確認すること。
- (5) 業務前に行う日常点検の結果を確認すること。
- (6) 運転者等から、疾病、疲労、睡眠の状況等その日の心身状況を聴取するとともに、本人の健康状態及び服装等を観察して服務の適否を確認すること。
- (7) 疾病、疲労、睡眠の状況、酒気帯び、その他の理由により運転に不適切であると認め、又はその旨本人から申し出があったときは、運転者等の交替、その他適切な処置を講じ、その者を運行の業務に従事させないこと。
- (8) 天候、道路状況、経路及び作業内容を考慮し、安全運行に必要な指示を行うこと。
- (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、その他業務上の定められた帳票、必要な金銭等の携行品の有無を確認するとともに、業務等の記録用紙を運転者に交付すること。
また、業務前後の点呼がいずれも対面により行うことができない運行の場合には、所定事項を記入した運行指示書及びアルコール検知器を携行させること。
- (10) 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況を確認すること。

2. 点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。

- (1) 点呼の執行者の氏名
- (2) 運転者等の氏名
- (3) 運転者等の業務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号等
- (4) 点呼の日時
- (5) 点呼の方法（対面でない場合は具体的方法）
- (6) アルコール検知器の使用の有無
- (7) 酒気帯びの有無
- (8) 運転者等の疾病、疲労、睡眠の状況等
- (9) 日常点検の状況
- (10) 指示事項
- (11) その他必要な事項

（業務後点呼）

第16条 管理者等は、運行の業務を終了した運転者等に対し、次の各号により業務後の

点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後速やかに行うこと。
- (2) 当該運転者等が所属する営業所の定められた場所で運転者等との対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うこと。なお、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で行うこと。
- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を求めること。
- (4) アルコール検知器により、酒気帯びの有無を確認すること。
- (5) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。
- (6) 業務記録その他業務上定められた帳票、金銭および携行品を提出させ、これを点検すること。
- (7) 翌日の勤務等について指示を与えること。

2. 点呼の結果について、次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。

- (1) 点呼執行者の氏名
- (2) 運転者等の氏名
- (3) 運転者等の業務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号等
- (4) 点呼の日時
- (5) 点呼の方法（対面でない場合は具体的方法）
- (6) アルコール検知器の使用の有無
- (7) 酒気帯びの有無
- (8) 車両、道路及び運行の状況
- (9) 交替運転者に対する通告
- (10) その他必要な事項

3. 前項の報告に関し、他の運転者等又は整備管理者に關係のある事項については、それぞれの関係者に通知または適切な指示をするとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

（業務途中点呼）

第17条 管理者等は、第15条第1項及び第16条第1項に規定する点呼のいずれも対面で行うことができない運行の業務を行う運転者等に対し、次の各号により少なくとも1回は業務途中の点呼（以下、「中間点呼」という。）を行うものとする。

- (1) 業務途中の定められた場所で電話等、運転者等と直接対話できる手段により運行を停止して行うこと
- (2) 携行しているアルコール検知器により、酒気帯びの有無の報告を求めるこ
- (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を求めるこ

- (4) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項について注意、指示を与えること
- (5) 運行指示書により、これから運行計画等の再確認（再指示）を行い、内容に変更ある場合には運転者へ確実に伝達すること
- (6) 本人から健康状態等の異状の申し出があったときは適切な処置を講じ、状況によりその者に運行の業務を継続させないこと。

2. 点呼の結果について次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。

- (1) 点呼執行者の氏名
- (2) 運転者等の氏名
- (3) 運転者等の業務に係る車両の自動車登録番号または識別できる記号等
- (4) 点呼の日時
- (5) 点呼の方法（対面でない場合は具体的方法）
- (6) アルコール検知器の使用の有無
- (7) 酒気帯びの有無
- (8) 運転者等の疾病、疲労、睡眠の状況等
- (9) 指示事項
- (10) その他必要な事項

3. 前項の報告に関し、整備管理者等に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知するとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

（ＩＴ点呼）

第18条 同一事業者内のGマーク営業所において、国土交通大臣が定めた機器（以下、機器という。）を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で点呼を（以下、「ＩＴ点呼」という。）実施できるものとする。

2. 第1項により、ＩＴ点呼を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) ＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所には設置型端末を設置すること。
- (2) 管理者等はＩＴ点呼実施営業所の設置型端末を使用し、ＩＴ点呼を行うこと。
なお、ＩＴ点呼の際、運転者等の所属する営業所名および運転者等のＩＴ点呼場所を確認すること。
- (3) 運転者等は被ＩＴ点呼実施営業所または当該営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末のいずれかを使用してＩＴ点呼を受けること。
- (4) 点呼の内容は、通常行う点呼（第14条～第17条）に準じ実施し、内容を記録すること。
- (5) ＩＴ点呼実施営業所の管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内

とする）、その記録した内容を運転者等の所属する被ＩＴ点呼実施営業所の管理者等に通知すること。

- (6) 被ＩＴ点呼実施営業所の管理者等は当該点呼の実施者の名前、ＩＴ点呼実施営業所の名称及び通知内容を点呼記録簿へ記録し、1年間保存すること。
- (7) 被ＩＴ点呼実施営業所の管理者等は、ＩＴ点呼実施営業所において本規程で定める適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をＩＴ点呼実施営業所の管理者等に伝達すること。
- (8) 点呼については対面によることが原則であることから、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫間、及び営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間でＩＴ点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

3. 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、運行上やむを得ない場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の管理者等により機器による点呼（以下、「遠隔地ＩＴ点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者等が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

- (1) 管理者等はＩＴ点呼実施営業所又は車庫の設置型端末を使用し、遠隔地ＩＴ点呼を行うこと。なお、遠隔地ＩＴ点呼を行う際には、運転者等の所属する営業所及び運転者等の遠隔地ＩＴ点呼実施場所を確定するものとする。
- (2) 運転者等は運行の業務を開始若しくは終了しようする地点又は中間点呼を受けようとする地点において、当該営業所で管理する機器を使用して遠隔地ＩＴ点呼を受けること。
- (3) 点呼については対面によることが原則であることから遠隔地ＩＴ点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。
ただし、ＩＴ点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるＩＴ点呼の実施と合わせて1営業日のうち連続する16時間以内とする。
- (4) 遠隔地ＩＴ点呼の実施方法は、通常行う点呼（第14条～第17条）に準じて実施し、内容を記録すること。

4. ＩＴ点呼を実施しようとする場合には、当該ＩＴ点呼を実施する10日前までに、ＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記載した報告書を提出すること。また、届出た内容を変更しようとするときは事前に、終了しようとするときは遅滞なく報告書を提出すること。

（遠隔点呼）

第19条 同一事業者内の営業所において、「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「遠隔点呼機器」とい

う。）を用い、営業所間、営業所と当該営業所の車庫間又は当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で点呼（以下、「遠隔点呼」という。）を実施できるものとする。

2. 第1項により遠隔点呼を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所等には遠隔点呼機器を設置すること。
- (2) 管理者等は、遠隔点呼実施営業所の遠隔点呼機器を使用し、遠隔点呼をおこなうこと。なお、遠隔点呼の際、運転者の所属する営業所名および運転者の遠隔点呼実施場所を確認すること。
- (3) 点呼の内容は、通常行う点呼（第14条～第17条）に準じて実施し、内容を記録すること。
- (4) 遠隔点呼実施営業所の管理者等は、面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ運転者と対面又はオンラインで面談する機会を設け、遠隔点呼を受ける運転者の顔の表情、健康状態及び適性診断結果その他の遠隔点呼を行うために必要な事項について確認すること。
- (5) 運転者等は、被遠隔点呼実施営業所または当該営業所の車庫において、遠隔点呼機器を使用し遠隔点呼を行うこと。
- (6) 運転者等が、車内や宿泊所等で遠隔点呼を実施する場合には、あらかじめ管理者と相談し定めておくこと。その上で、管理者等は、遠隔点呼時にあらかじめ定めた場所で実施されているか、ドライブレコーダー、スマートフォン等のGPS等を使って確認すること。
- (7) 遠隔点呼実施営業所の管理者等は、遠隔点呼により運転者等が運行の業務を行うことができないと判断した場合は、直ちに被遠隔点呼実施営業所の管理者等に連絡すること。また、被遠隔点呼実施営業所は、交替運転者を手配する等の代替措置を講じができる体制を整えること。
- (8) 機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合に、被遠隔点呼実施営業所の管理者等による対面点呼又は当該被遠隔点呼実施営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。
- (9) 他の事業者との間で遠隔点呼を行う場合は、当該遠隔点呼の実施に当たり、受委託契約について、事業者と当該他の事業者との間において、あらかじめ許可を受けていること。
- (10) 被遠隔点呼実施営業所の管理者は、遠隔点呼実施営業所において本規程で定める適切な点呼ができるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔点呼実施営業所の管理者等に伝達すること。

3. 遠隔点呼を実施しようとする場合には、当該点呼を実施する10日前までに、遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を

記載した届出書を提出すること。また、届出た内容を変更するときは同様に 10 日前までに、終了するときには遅滞なく、届出書を提出すること。

(自動点呼)

第 20 条 営業所又は当該営業所の車庫において、「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「自動点呼機器」という。）を用い、当該営業所に所属する運転者等に点呼（以下、「自動点呼」という。）を実施できるものとする。

2. 第 1 項により自動点呼を実施する場合には、次の各号に掲げる事項を確実に実施するものとする。

- (1) 自動点呼実施営業所又は車庫等には自動点呼機器を設置すること。
- (2) 当該営業所に所属する運転者等は、自動点呼実施営業所又は当該営業所の車庫の自動点呼機器を使用し、自動点呼を受けること。
- (3) 点呼の内容は、通常行う点呼（第 15 条、第 16 条）に準じて実施し、内容を記録すること。
- (4) 自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について、管理者等及び運転者等に対し、適切に教育及び指導を行うこと。
- (5) 自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (6) 管理者等は、運転者等ごとの自動点呼の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (7) 自動点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても自動点呼が完了しない場合には、管理者等が適切な措置を講じること。
- (8) 業務前自動点呼を行う場合には、実施前までに運転者等の平時の体温及び血圧の値を 10 日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者等の平時の値を把握すること。なお、当該値については定期的に見直すことが推奨される。
- (9) 業務後点呼の際に運転者等が携行品を確実に返却したことを確認すること。
- (10) 管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、自動点呼の実施にかかわらず、運転者等から管理者等に対し速やかに報告すること。
- (11) 運転者等が酒気を帯びていることが確認された場合には、管理者等が当該運転者等の状態を確認するための適切な措置を講じること。
- (12) 自動点呼機器の故障等により自動点呼を行うことが困難となった場合に、自動点呼を受ける運転者等が所属する営業所の管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行うこと。
- (13) 当該営業所に所属する運転者等の識別に必要な生体認証符号等、あらかじめ対象運転者の同意を得ること。

3. 自動点呼を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記載した届出書を提出すること。また、届出た内容を変更しようとするときは変更の実施の前に、終了するときには遅滞なく、届出書を提出すること。

(アルコール検知器の常時有効な保持)

第21条 管理者等は、アルコール検知器を常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）するため取扱説明書等に基づき使用、管理・保守するとともに、次により定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければならない。

(1) 毎日確認すべき事項

- ① アルコール検知器に電源が確実に入ること
- ② アルコール検知器に損傷がないこと

(2) 定期的（一週間に一回以上）に確認すべき事項

- ① 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
- ② 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口腔内に噴霧したうえで、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

(点呼記録の保存)

第22条 管理者は、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項第4号、第18条第3項第4号、第19条第2項第3号及び第20条第2項第3号による点呼の記録を、その記載の日から1年間保存しなければならない。

併せて、第18条第2項第4号、第18条第3項第4号、第19条第2項第3号による点呼の記録は双方の営業所で1年間保存するものとする。

(運行指示書による指示および保存)

第23条 管理者は、第17条第1項に該当する運行の業務を行う運転者等に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、安全運行の確保上必要な事項について適切な指示を行い、「正」を運転者等の携行用、「副」を営業所の控え用とし運行終了後、正副ともに1年間保存しなければならない。

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 運転者等の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経過地における出発及び到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 運転者等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る）

- (6) 運転者等の運転又は業務の交替の地点（交替がある場合に限る）
 - (7) その他、安全運行を確保するために必要な事項
2. 管理者は、運行の途中において前項第1号及び第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書（副）に当該変更内容を記載し、運転者に対し電話等により変更内容の適切な指示を行い、運転者が携行している運行指示書（正）に変更内容を記載させるものとする。
3. 管理者は、運行途中において第17条第1項に該当する運行の業務を行わせることとなった場合には、当該運行以後の運行についての運行指示書を作成し、運転者等に対し電話等により適切な指示を行うものとする。

（過労運転防止の措置）

第24条 管理者は、常に運転者等の健康状態、作業状態を把握し、過労運転防止のために定められた勤務時間及び運行の業務の時間の範囲において業務割を作成し、これに従い運転者等に運行の業務を行わせること。

なお、運転者等の健康状態の把握及び勤務時間並びに運行の業務の時間を定める場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 健康状態の把握とは、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者等が受診する健康診断を行うことをいう。
 - (2) 運転者等の勤務時間及び運行の業務の時間を定める場合の具体的な基準は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年8月20日付け国土交通省告示第1365号）などとする。
2. 管理者は前項の規定に基づき業務割を作成する場合には、同一の運転者等に対し必ず就業規則に定める休日を与えるようにすること。
3. 管理者は長距離運転又は夜間運行等の場合であって疲労等により安全な運行を継続することができない恐れがある場合には、あらかじめ交替する運転者等を配置しなければならない。
4. 管理者は、前項の規定により交替運転者等を配置したときは、運転者等に対し運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。
5. 交替運転者等の配置に関する規程は別に定める。
6. 管理者は、運転者等に対し会社が定める運行途中における休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。

（休憩施設等）

第25条 管理者は、運転者等が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切

に管理しなければならない。

(業務等の記録)

第26条 管理者は、業務前点呼の際に運行の業務を行う運転者等に対し業務の記録用紙（以下、「業務記録」という。）を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- (1) 運転者等の氏名
- (2) 運転者等の運行の業務に係る車両の自動車登録番号又は識別できる記号等
- (3) 業務の開始及び終了の地点並びにそれ日の日時、主な経過地点及び走行した距離
- (4) 運行の業務を交替した場合は、その地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠した場合は、その地点および日時
- (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両で運行の業務を行った場合は、貨物の重量又は個数及び貨物の積付け状況
- (7) 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下、「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項
 - ① 集貨地点等
 - ② 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - ③ 集貨地点等に到着した日時
 - ④ 集貨地点等から出発した日時
- (8) 集貨地点等で、積込み又は取卸し（以下、「荷役作業」という。）又は貨物の荷造り、仕分けその他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下、「附帯業務」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項
 - ① 集貨地点等
 - ② 荷役作業又は附帯業務（以下、「荷役作業等」という。）の開始及び終了の日時
 - ③ 荷役作業等の内容
 - ④ ①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨
- (9) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故、又は著しい運行の遅延、その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要および原因
- (10) 運行途中において運行計画が変更となり、業務前点呼及び業務後点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行った場合は、管理者が新たに作成した運行指示書による指示内容

(11) その他記録するよう指示された事項

2. 管理者は、業務記録の内容を検討し、過労及び過積載防止等、業務の適正化の資料として活用するとともに必要に応じて運転者等に対し的確な指導を行うものとする。
3. 業務記録は、記録の日から1年間保存しなければならない。

(運行記録計による記録)

第27条 次の車両には、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項各号に掲げる基準に適合する運行記録計を備え付け、運行状況を記録しなければならない。

- (1) 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車
- (2) 前号の車両に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車
2. 管理者等は、運転者等が運行記録計を備え付けた車両で運行の業務を行う場合には、業務前点呼の際に前条の業務記録の他に運行記録計の記録用紙（以下、「チャート紙」という。）を交付し、業務後点呼の際に次の各号に掲げる事項を記載させて提出させるものとする。
 - (1) 運転者等の氏名
 - (2) 運転者等の運行の業務に係る車両の自動車登録番号または識別できる記号等
 - (3) 業務の開始と終了の地点及び日時と主な経過地点並びに走行した距離
 - (4) その他必要事項
3. 管理者等は、業務前に行う日常点検により運行記録計の機能が正常であることを確認するものとする。なお、異常がある場合は、修復後でなければ車両を運行させてはならない。
4. 管理者は、チャート紙の記録内容により運行状況を把握し、必要に応じて運転者等に対し的確な指導を行わなければならない。
5. 記録用紙は、記録の日から1年間保存しておかなければならない。

(営業所間における運転者等及び車両の移動について)

第28条 一定期間に限って他の営業所に運転者等又は車両を移動させる場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 「一定期間」は、30日以内とし、1年間を通して120日以内とする。
- (2) 同時に同一営業所から移動させることができる運転者等数及び車両数は、移動元営業所の選任運転者数等及び配置車両数のそれぞれ5割を超えないこと。
- (3) 移動元営業所から移動する運転者等（以下、「移動運転者等」という。）及び移動元営業所から移動する車両（以下、「移動車両」という。）に係る必要な以下の情報は、移動前に移動先営業所に共有されていること。
ただし、次号の運行管理を全て移動元営業所が行う場合は、運転者等台帳及び自動車検査証を移動時に移動先営業所に共有すればよいものとする。

- ① 運転者等台帳
 - ② 指導及び監督の記録
 - ③ 健康状態に関する記録
 - ④ 運行の業務に関する記録（点呼記録、業務記録、チャート紙）
 - ⑤ 自動車検査証
 - ⑥ 点検整備記録
- (4) 運行管理は、原則として移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所においても点呼等を行うことができるものとする。移動先営業所で点呼等を行う際には、その都度電磁的記録等により共有すること。この場合、移動先営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。
移動元営業所において対面によらない点呼を行う場合には、第19条により点呼を実施することとする。
- (5) 整備管理は、原則として移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において日常点検等を行うことができるものとする。移動先営業所で日常点検等を行う際には、その都度電磁的記録等により共有すること。
- (6) 移動車両は移動先営業所に車庫に留め置くことから、移動車両を含めて全ての車両を収容できる広さを有するものでなければならないものとする。
- (7) 移動運転者又は移動車両の状況を容易に把握できるよう、移動期間等を特定する以下の情報を関係する営業所において1年間保存すること。
- ① 移動運転者名又は移動車両の自動車登録番号
 - ② 移動先営業所名
 - ③ 移動日
 - ④ 移動期間（日数）
- (8) 移動運転者に関する運行管理の責任及び移動車両に関する整備管理の責任は移動元営業所が負うものとする。

(事故発生時の措置についての運転者等の指導教育)

- 第29条 管理者は、運転者等に対して車両の運行中、万一事故が発生した場合に措置すべき次の事項について、周知徹底しておくものとする。
- (1) 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること。
 - (3) 警察に報告し指示を受けること。
 - (4) 管理者に緊急連絡し指示を受けること。
 - (5) 前各号の措置に関する具体的な事項は別に定める。

(事故発生時の措置)

第30条 管理者は、運転者等その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。

- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救急等、所要の措置を講ずるよう指示すること。
- (2) 軽微な事故を除き、現場に急行するなどして、発生状況及び原因等を調査すること。
- (3) できる限り目撃者及び相手方の意見を聴取すること。
- (4) 貨物の運送の継続又は中止の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、必要な措置を講ずること。
- (5) 貨物の保全を期すること。
- (6) 重大な事故のときは、担当役員に直ちに報告し、その措置について指示を受けること。
- (7) 関係者と折衝し、以後の措置について打ち合わせること。

2. 前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生の場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。この場合、応援を求められた営業所は、これに協力するものとする。

(事故報告資料の整備等)

第31条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故（軽微な事故を含む）については、その内容、原因等を記録しておくとともにカラー写真等の資料を整備しておくこと。
- (2) 次に掲げる事故にあっては、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を4通（控え含む）作成し、事故が発生した日から30日以内に当該車両が所属する営業所を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に3通提出すること。なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出すること。
 - ① 車両が道路上において、路面と35度以上傾斜したとき（転覆）
 - ② 車両が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき（転落）
 - ③ 車両又は積載物に火災が生じたとき
 - ④ 車両が踏切において鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突し又は接触したとき
 - ⑤ 10台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの
 - ⑥ 車両が関係する事故で事故発生後24時間以内に死亡したとき
 - ⑦ 車両が関係する事故で自動車損害賠償保障法施行令に掲げる傷害を受けた者があ

るとき

- ⑧ 10名以上の負傷者を生じたとき
 - ⑨ 車両の装置「道路運送車両法第41条各号に掲げる装置」の故障により、運行できなくなったもので次に掲げるもの
 - ア 装置の不具合により車両の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの
 - イ 装置の不具合により車両の運行を中止したものであって、運転者等以外の者の修理等により運行を再開したもの
 - ウ 車輪の脱落、被けん引自動車の分離、その他の交通の危険のおそれを生じたもの
 - ⑩ 危険物等運搬車両が次に掲げる積載物質を飛散又は漏えいさせたとき
 - ア 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
 - イ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
 - ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス
 - エ 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - オ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - カ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - キ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する可燃物
 - ⑪ 車両に積載されたコンテナが落下したもの
 - ⑫ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴う事故
 - ⑬ 健康起因によるもの
 - ア 運行の業務中に運転者等が疾病により、運転を継続することができなくなったとき
 - イ 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生したとき
 - ⑭ 救護義務違反があったもの
 - ⑮ 鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
 - ⑯ 高速自動車国道または自動車専用道路を、3時間以上通行止めにしたもの
 - ⑰ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。
- (3) 次に掲げる事故の場合、事故発生から24時間以内においてできる限り速やかに当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に事故の概要を速報すること。
- ① 前号⑥に該当する事故で2名以上の死者を生じたとき

- ② 前号⑦に該当する事故で5人以上の重傷者を生じたとき
 - ③ 前号⑧に該当する事故
 - ④ 車両に積載された前号⑩に該当する事故（前号①・前号②・前号③又は鉄道車両（軌道車両を含む）、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）
 - ⑤ 前号⑫に該当する事故
 - ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故
 - ⑦ その他事故に関し報道機関による報道があったとき、又は取材、問い合わせがあったとき
 - ⑧ 放射性輸送物の輸送時における事故（紛失、盗難）
- ※国土交通省宛に直接速報すること。
- （4）道路、交通、事故等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を立て、これにより安全運行の確保を図るよう運転者等を指導及び監督すること。

（事故の記録）

第32条 管理者は、車両に係る事故が発生した場合には、第一当事者または第二当事者に關係なく、当該事故発生後30日以内に次の各号に掲げる事項を記録し、その記録を当該車両の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

- （1）運転者等の氏名
- （2）車両の自動車登録番号または識別できる記号等
- （3）発生日時
- （4）発生場所
- （5）当事者（運転者等を除く。）の氏名
- （6）概要（損害の程度を含む。）
- （7）原因
- （8）再発防止対策

（非常信号用具等）

第33条 管理者は、非常信号用具、消火器等（以下、「備付品」という。）について次の各号により運転者等を指導及び監督するものとする。

- （1）備付品の備付を確認すること。
- （2）備付品の使用取扱方法を指導すること。
- （3）備付品の性能検査を定期的に行わせ、性能を確保させること。
- （4）消火器にあっては積載物品の性状等を考慮して、その性状等に対応したものを備え付けること。

(危険物等の輸送上の措置)

第34条 管理者は、貨物が危険物、有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により危険防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 運転者等の割当は、当該貨物に係る取り扱い資格のある者が行うものとし、出発前に経路、積載量、種類、積載方法及び運行速度等安全運行に必要な事項についての注意を与え、当該貨物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 車両の割当は整備管理者と連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否か確認するほか、輸送上の事故防護設備を完備させること。

(異常気象時等の措置)

第35条 管理者は、異常気象時等においては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 安全運行の確保に支障が生ずる恐れのある場合に対処するため、措置要領を定め運転者等に対し周知徹底すること。
- (2) 常にラジオ、テレビ等の情報により気象状況に留意し、安全運行が確保できないと判断される場合には運行の待避、中止等の措置を講ずるものとする。
- (3) 運行中の車両と緊急連絡のできる体制を整備すること。

(異常気象対策)

第36条 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等の連絡体制を確立しておくものとする。

2. 降雨、降雪、凍結時等の具体的対策を定め、運転者等、管理者等相互の連絡方法を確立して運転者等に徹底しておくものとする。

(研修)

第37条 管理者は、その職務の遂行上に必要な知識及び実務について、国土交通大臣が認定した講習を受けなければならない。

2. 管理者等は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならない。

- (1) 車両の運転に関すること。
- (2) 車両の構造、装置及び取扱い等に関すること。
- (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
- (4) 積載貨物の性状、特に危険、有害物の物理的、化学的性状及び取扱い等に関するこ

- (5) 運転者等の健康管理に関すること。
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
- (7) 道路構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
- (9) 気象情報に関すること。
- (10) 備付品の取扱いに関すること。
- (11) 運転者等の適性診断に関すること。
- (12) 道路交通関係法規に関すること。
- (13) 自動車損害賠償責任保険。
- (14) その他必要な知識に関すること。

(保安基準緩和車両等の運行)

第38条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項についても措置を行い、安全運行の確保に万全を期すものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう運転者等に指示すること。
- (2) 前号の許可を受けた場合の運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造および重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともにこれを指示すること。

附則

(実施の期日)

- 1. 本規程は、令和 年 月 日から実施する。

別表 運行管理者の選任者数（第3条関係）

事業用自動車の両数（被けん引車は除く）	運行管理者数
29両まで（運行車+運行車以外）	1人
30両～59両（運行車+運行車以外）	2人
60両～89両（　　〃　　）	3人
90両～119両（　　〃　　）	4人
120両～149両（　　〃　　）	5人
150両～179両（　　〃　　）	6人
180両～209両（　　〃　　）	7人
210両～239両（　　〃　　）	8人

注1. 以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。

注2. 運行車とは、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車をいう。

別添 運行管理の組織図（第3条関係）

